

議案第 28 号

大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 7 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第1条 大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例(平成2年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

大田原処理区	荒井町島舟山地区農村 クリーンセンター	荒井の一部 町島の一部 富池の一部	397,240円
	金丸地区農村クリーン センター	北金丸の一部 南金丸の 一部	300,120円

」

を

「

大田原処理区	金丸地区農村クリーン センター	北金丸の一部 南金丸の 一部	300,120円
--------	--------------------	-------------------	----------

」

に改める。

(大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例(平成5年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

大田原処理区	荒井町島舟山地区農村 クリーンセンター	大田原市町島24番 地3	荒井の一部 町島の一 部 富池の一部
	金丸地区農村クリーン センター	大田原市南金丸15 9番地	北金丸の一部 南金丸 の一部

」

を

「

大田原処理区	金丸地区農村クリーン センター	大田原市南金丸15 9番地	北金丸の一部 南金丸 の一部
--------	--------------------	------------------	-------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。